

新聞記事における「職親」の語られ方

尾形良子

北翔大学『人間福祉研究』 第18号 2015年（最終号）

新聞記事における「職親」の語られ方

尾形良子*

要 旨

職親とは自らの専門知識・技術や経験をもとに職業指導を行い、併せて生活指導や人としての成熟を促すなど職業移行の支援を行う役割であり、就労を支援するための一つの選択肢である。かつて児童や障害者の領域において実施されていた職親は児童領域ではすでに廃止され、障害者領域では就労移行支援等新しい障害者領域の法体系の中に移行している。つまり過去の事業であった職親は当時の社会の中でいかなる役割期待を担い、どのように語られてきたのか、その評価を把握し存在意義を確認することを目的として新聞記事を分析の対象とした。しかし新聞記事検索の結果、過去の記事だけではなく、職親はひきこもりの人や司法領域の中で現在も活用されていることが判明した。特に司法領域では2013年からプロジェクトが立ち上げられていた。職親に関わる73件の新聞記事の分析により、職親は何らかの困難を抱える人々を根気よく指導して職業に結び付ける重要な役割であるという積極的な評価がなされている一方で、一部には人権侵害の事件が複数回起きていることや職親に善意を求めて負担を強いられるという背景もあり問題を含んでいることも明らかとなった。しかし「親—子関係」にも見られる非対称性が「職親—利用者」間にも存在することを前提とし、人権侵害を起こさないための相談、対処のシステムを導入することにより職親は支援を必要とする人々の有効な就労支援の選択肢になりうると考えられた。また職親の活用の際には領域別の縦割りで実施している現状を超えて、各地域で情報や経験を共有しながら発展することが望ましいといえる。

はじめに

職親¹とは概ね職場を兼務している自宅などに児童や利用者と一緒に暮らし、または通勤させて職業指導を行い、生活指導や支援をするなどその成長を見守る就労支援または職業移行の支援をいう。筆者は法制度上では既

に廃止されている、かつて社会的養護下にあった児童を対象とした職親事業²が、実は就職を可能にする選択肢の一つになり得るのではないかという問題意識³を持ってきた。そのため本稿では報道内容として新聞社の判断の上で選択した内容であるという留保付きながら、一般市民を読者として想定する新聞記事

*生涯スポーツ学部健康福祉学科、元人間福祉学部地域福祉学科

キーワード：職親、保護受託者、知的障害者職親委託制度、職親プロジェクト、就労支援

において「職親」がどのように紹介され、評価を受けていたのかを分析し、職親という用語に託された一般社会による期待のありようとその役割、そして職親の意義を明らかにすることを目的とする。

1. 分析の結果

(1) 調査の方法

新聞記事の調査は朝日新聞の「聞蔵Ⅱビジュアル・フォーライブラリー」に「職親」のみをキーワードとして入力して検索した結果を使用した。その中で一部固有名詞や「とび職・親方」などの該当しない記事は検索結果から除外している。

(2) 分析結果

朝日新聞縮刷版も含めて創刊（1879年）から現在までのキーワードによる記事検索を行ったが、明治・大正期および戦前では「職親」の記事はなく、戦後以降の記事のみが「職親」に関わっていた。

別表1のように1952（昭和27）年から2014（平成27）年までに72件の「職親」に関わる記事が存在した。該当した記事を中心的な話題により大まかにグループ分けすると児童・12件、障害者・37件、ひきこもり・12件（少年・青年）、司法領域・11件と複数の分野で「職親」という用語が使用されてきた、または使用されていることが分かる。なお「職親」はかつて児童や障害者の領域で「しょくおや」と読んできたが、司法領域では同じ漢字でありながら「しょくしん」と異なる読み方を採用している。

掲載されている時期からみると、戦後の要保護児童の存在と児童養護施設の定員超過な

どの問題により、1959（昭和34）年までは「職親」に関わる記事は児童福祉領域のものが占めている。その後、精神衛生法改正後に精神障害者の社会復帰に関わる記事が1990年代に多く見られ、その後はひきこもりの問題が社会的に関心を持たれた結果、ひきこもりの青少年を社会につなげる取り組みとしての「職親」が記事になっている。また最近では司法領域での「職親（しょくしん）プロジェクト」の記事が増加している。児童領域では制度が廃止されているため「職親」という言葉が使用されなくなったと推測されるが、実際には「職親会」など団体名として継続使用されていることが分かった。

次に職親に関してそれぞれの領域ごとに記事の概要をまとめるに際して、本稿では社会福祉の領域である「児童」「障害者（知的、精神）」に加えて、児童期（18歳未満）のみならず30代以降にもその状態が継続する可能性がある「ひきこもり（少年・青年）」、そして刑務所の出所者などを対象とする「司法」に分類することにした。

① 児童領域の記事の概要

記事全体（下表1、72件）のうち、番号11、55、63～72の記事12件が児童領域に該当した。

1952（昭和27）年3月の最初の記事は1951（昭和26）年11月から児童福祉法に基づき実施した保護受託者（職親）制度において、2月末までの職親の申し込み件数が17件と少ないことから「保護受託旬間」として座談会等で職親探しを行うという内容である。職親を求めているのは「保護施設に収容されている者で、新制中学は卒業したが上級学校に進めない十六歳以上のものが、事業主の下で家族

の一員として、または給料をもらって働きながら技能を修得しようとするもので、都内に約七百人いる」と説明している。その後、里親または職親を募集する「里親と職親を求める運動」の全国展開について、里親・職親への感謝や表彰、職親の充実を求める「声」欄、児童相談所職員が友人に必要性を訴えて職親となってくれたという記事、職親が行方不明だったきょうだいを探し出してくれた話、里親・職親募集に伴う事業説明などを内容とする記事であった。

次は児童領域の職親記事として最後であった1959年から50年後となる2012年、福岡県の「青少年自立支援室いっしょ☆ふくおか」が開所して1年となった際の記事である。2008年に施設を退所した児童の就労などを支援する自立援助ホーム「かんらん舎」を福岡市内に設立したが、なじめず退所する場合もあった。社会の中での困難について耳を傾ける開かれた相談室が必要だという問題意識から開設したとのことである。室長のインタビュー記事では児童養護施設や里親家庭を巣立った子どもや、さまざまな事情により家族に頼れない若者が生活していくための相談に乗る活動であり、現在継続的に10名の相談を継続している。今後は就職した児童の仕事上の相談にのる職親のような仕組みや同じ境遇で育った人がカウンセラーとなる「ピアカウンセラー」も採り入れたいと紹介されている。

② 障害者領域の記事の概要

記事全体（下表1、72件）のうち、番号1、12～13、21、24～31、33、39～45、47～49、51～54、56～62の記事、37件が障害者領域に該当した。

2002（平成14）年の記事によれば、職親委託制度について「1960年に全国で始まった。県から委託（1年契約）を受け、知的障害者に指導・訓練をする。厚生労働省の統計では、（20）00年度末現在、農業や建設業、自動車整備業など1587人が職親登録し、うち536人が703人の知的障害者を預かっている」と紹介されている。以下、まず先に知的障害者について、次に精神障害者を対象とした記事を見ていくこととする。

最初の記事は1966（昭和41）年9月の東京三鷹の農家で知的障害のある青年たちに農業を教えながら成長を見守り12年の実績を挙げている職親の紹介記事である。農業から他の職業に転進するケースも増加し、豊職人の親方から「どこに出しても通用する職人」と太鼓判を押された青年の結婚が決まり、市長が仲人を買って出たという話が紹介されている。1984（昭和59）年には職親制度が好評なのにもかかわらず利用可能な人数が限られていることから、身体障害者福祉をモデルとして精神薄弱者福祉工場を建設する国の計画についての記事や職親会のイベントなどの内容が掲載されていた。

この後は職親（または登録者）の起こした事件報道が続く。1997（平成9）年には障害者雇用の実績があり周囲にも信頼されていた埼玉県の職親登録していた会社の社長が、障害者の保護者らから約二千万円を借金して行方不明になったという事件が報道されている。この記事では学識経験者が「日本の福祉の貧困さを感じさせる問題だ。特に知的障害者については、行政と福祉に携わる企業や団体の間に、仲介したり、監視したりする権限のある第三者機関を設置することが必要だ」とコ

メントしている。次に1999（平成11）年には群馬県で職親委託制度に登録されていた会社社長が、その会社に勤務していた中等度の知的障害のある女性に対し性的暴力をはたらき地裁に起訴されたという記事が続く。さらに山口県でも2002（平成14）年職親委託制度に登録し、10歳から14年間同居していた知的障害のある女性に継続的に性的虐待を続け、会社の経営者が準婦女暴行罪で懲役3年6カ月の判決が言い渡されている。性的暴行に加えて脅迫や食事を与えない、その他には深夜労働をさせたと伝えられている。職親登録前に別の知的障害者を実習生として受け入れ、社会福祉協議会会長から表彰も受けていた面倒見のよい人物だったという。判決では「福祉関係者が有効な打開策を取れなかった」と指摘されている。同年こうした事件の再発防止へ向けて、一人の障害者に対し複数の福祉施設職員たちが支援・指導する「チームケア」の実施や苦情相談窓口の明確化などが示されている。2008（平成20）年には札幌市で「無報酬のまま奴隷のように食堂で働かされた」として、知的障害者4名が食堂を経営していた会社、本人確認をすることなく年金の振込口座の開設を認めた金融機関、劣悪な環境を見逃したとして「札幌市知的障害者職親会」を提訴した。その後和解が成立したが「知的障害者の自立に対する支援制度が行き届かない点があったことで起こされた」と指摘されている。

その後の事件以外の記事では2002（平成14）年、1965年からの歴史のある滋賀県信楽町の信楽町職親会が紹介されている。当初は土地柄陶器関連企業ばかりだった事業所が現在では業種も広がり、46業者が加盟し約120名の

知的障害者が働いていると紹介されている。その他に自信を持って働いていた、ある知的障害者が就労していた業種が外国製品の勢力増で仕事を失い、その結果精神疾患を発症してしまったケースについて、また障害者の就労支援団体が高齢化した障害者たちの雇用維持のための支援策の要請について記事になっていた。

次に精神障害者に関わって1970年4月から東京都が精神障害者を対象とした職親制度を開始する紹介記事で、事業主に職親になってもらい回復期の精神障害者に職を与えて社会復帰に役立てるという趣旨であった。事業主に月1万円社会訓練費を提供し、当時は精神病者の就業が労働基準法で禁止されていたことから毎日600円の奨励金を本人に出すことが紹介されている。その後1980（昭和55）年には厚生省が職親制度を全国に導入する方向で検討を始めること、宇都宮病院事件⁴などの不祥事の背景に精神障害者の社会復帰を図る体制の遅れがあるとの認識から昼働き夜は病院で治療を受ける「ナイトケア部門」の立ち上げについて、社会復帰のための体制づくりの困難さについて、1992（平成4）年精神保健全国大会において神奈川県職親会・会長も参加するシンポジウムの紹介、1994（平成6）年京都において職親である協力事業所が「京都精神保健職親会」を設立する件、職親会が主催するスポーツ大会、小規模な事業所が多いため不況の影響を受けやすい職親の事業所の協力のための会の設立、アルコール依存者のための社会復帰を目的とした自立援助施設の開始などが続いている。2006（平成18）年には精神科医が国の障害者自立支援法施行に伴って精神病床削減を打ち出したことにつ

いて、数値目標ありきで統合失調症で日常生活能力がより低下した人を十分な支援なく退院させると、路上生活者や犯罪を犯して刑務所に収監される者を増やすことになるという懸念を述べている。その中で「人が仕事をもち、自立感覚を高めることができると症状が安定するということが多くの調査で言われており、実際、作業所や職親（精神障害者社会適応訓練事業）などにきちんと通えている人には、たしかに再入院が少ないというのが臨床現場での実感である」と述べている。他には職親制度を利用して精神障害者の就労支援を行っていた支援者がNPO法人を立ち上げ喫茶店を開いているという紹介記事があった。

③ 「ひきこもり（少年・青年）」領域の記事の概要

記事全体（下表1、72件）のうち、番号、14～16、20、22～23、32、34～38の記事、以上12件がひきこもり領域に該当した。

最初の記事は2002年4月北海道余市町にある青少年自立支援センター「ビバ・ハウス」のものである。ビバハウスではひきこもりや不登校だった若者23～33歳の男女8名が共同生活を送っている。仁木町の高齢と疾病のために廃業も考えた椎茸園がビバ・ハウスに依頼し、若者たちが椎茸栽培を助ける「援農」を行っている紹介である。前年から北海道の精神保健職親事業に認定され、訓練生には日当千円を道が負担、椎茸園がアルバイト代として時給500円を負担するものである。同じく4月には内閣府主催の「雇用創出タウンミーティング」で、ひきこもりの自立支援に取り組む市民団体のメンバーが職親制度の制度創設を提案し、厚労相がその場で実現を約束し

た。その内容は自宅や自室にこもって社会活動に参加できない「ひきこもり」の就労を支援するため、企業の経営者らが就職先を紹介したり自ら雇ったりする職親制度の創設であった。同年6月には東京で就労を手助けする民間団体が集まって「青少年就労支援『育て上げ』ネット」の立ち上げの記事が紹介されている。1対1で職業指導する職親制度に取り組んでいる団体である。ネット作りを呼びかけたのは、東京福生市の引きこもりの若者たちの共同生活寮を運営するNPO「青少年自立援助センター」で、前年に「コミュニティー・アングル・プロジェクト」という事業を開始した。町内の世話好きなおじさん（アングル）が若者が一人前に育つように手助けする。アングルは働く場の提供および職業指導を行い、若者は初めは月3万円～7万円の授業料を払って仕事を習う。ある程度できるようになると無償で働き、最終的にはその職業で給料を得て自立につなげる。雇う側と習う側の希望や不満はコーディネーターが調整する。同年代とは話しくくても、年配の方と一緒にだとうまくいく場合があることを紹介している。農業のほか園芸や内装、OA機器、電気工事、そば店など20社余りが協力し5人が学んでいる。その後北海道下川町に共同生活寮「しもかわ寮」を開き、若者の少ない人口減少地区において自分のペースで働ける職人として地域の活性化につなげたいという思いをもっている。同年9月には静岡で前述の育て上げネットがひきこもりの若者の就労支援を考えるフォーラムの告知記事があった。10月には余市町のビバ・ハウスで生活する若者が働いている椎茸園で育てた椎茸を郵便局の支援によりゆうパックで「ビバ椎茸」

として全国発送されることが紹介された。以上が2002年の記事である。

2006年には引きこもり対策として、京都府が企業やNPOに呼びかけて就労体験の場を提供する職親制度を導入したことが紹介された。協力企業を10社ほど公募し、1ヶ月(約80時間)を単位に就労を体験、企業には府が協力金を1人当たり5万円支払う仕組みである。2007年の記事はニートと称される若者対策として、先進的な地域である富山県の取り組みの紹介である。富山県には合宿で基本的な生活習慣や職業意識を身に付ける「若者自立塾」と臨床心理士たちが一人ひとりに合わせて就労支援する「地域若者ステーション」、そして若者向けに適職診断や職業紹介をする「ヤングジョブとやま」がある。2006年の集計では2005年に開始された全国の若者塾で3ヶ月の合宿を終えた741人のうち421人(57%)が週20時間以上の職に就いたという。2月には京都府の職親制度がスタートする記事で、前年5月に設立された民間の支援団体「青少年の社会的ひきこもり支援ネットワーク連絡会議」が仲介し企業などが職親を引き受け、行政も連携する全国初の官民協働モデル事業だと紹介されている。職親の公募に応じたのは喫茶店や福祉施設、整体院、介助犬の育成所などであり、青少年課は今後伝統産業などの個人事業主にも職親になってほしいといている。2008年には職親制度3年目を迎えて、職親制度への協力を呼びかける記事である。これまでに36事業所が登録し、若者は17人利用している。就労体験者のうち1人が就職し、4人がアルバイトを始めるなどの効果が紹介されている。6月には京都府がひきこもり初期段階にある15歳から20歳未満の青少年の自

宅を直接訪ね、専門家がひきこもりの克服や労働体験などの相談に応じる「チーム絆」を結成し活動をスタートさせている。養護教諭経験者や臨床心理士、府職員の計4名がチームで訪問し相談に応じ、府ひきこもり相談支援センターや就労相談から職場への定着までを支援する京都ジョブパーク、労働体験に協力する職親とも連携していく。ひきこもりの克服から就職などの社会参加までを一体的に支援するものである。2009年には京都府の職親募集記事において、農家や病院、喫茶店、コンビニエンスストア、建築業など81事業所が登録し、これまでひきこもり経験のある47人が職親の元で働き、14人がアルバイトを含めた就職につき、9人が就職・就学活動を開始したと紹介している。

④ 「司法」領域の記事の概要

記事全体(下表1、72件)のうち、番号2～10、46、50の記事、11件が司法領域に該当した。

新聞記事で最初に掲載された記事は2013年2月の大阪市内で元受刑者らの就労支援策「職親(しょくしん)プロジェクト」の協定書に関西拠点の民間企業7社と日本財団が交わしたという内容であった。このプロジェクトは再犯を防ぐため企業が働く場を提供し、生活面の指導も行って社会復帰を支えるものである。企業は刑務所や少年院で面接し、出所や出院と同時に約半年間の就労体験を提供し正規雇用につながるような指導を実施する。社員寮や更生保護施設から通勤でき、職場での悩みも各社が定期的に情報交換するしくみがある。7社で17～26人を採用して、5年間で約100人を雇用する計画である。財団は1

人につき毎月8万円を企業に支払う。2002年～2011年の累計で保護観察中の人を対象とした調査では、職がある人の再犯率は7.4%で職がない人の36.6%を大きく下回っている。

以下、この職親プロジェクトの記事がシリー

ズや天声人語にも紹介されている。12月には職親プロジェクトへの参加企業が9社増えたことが紹介され、新たにIT企業や建設業などが参入している。

【表1】朝日新聞に掲載された「職親」を含む新聞記事の見出しおよび領域

番号	発行日(降順)	見出し	領域
1	2014年5月27日	障害ある子の就職にエール 釧路で合同入社式激励会／北海道	障害者
2	2014年4月19日	お好み焼き「千房」社長・中井政嗣さん 元受刑者のやり直し支える	司法
3	2013年12月5日	出所者支援の輪、港区の企業参加 正規雇用向け指導／東京都	司法
4	2013年11月22日	元受刑者の就労 再起支える輪を広めたい	司法
5	2013年11月1日	(天声人語)10月の言葉から	司法
6	2013年10月24日	(再起を支える 職親プロジェクト始動:4)自分だけのためではなく	司法
7	2013年10月23日	(再起を支える 職親プロジェクト始動:3)誰も頼れず罪を犯した	司法
8	2013年10月22日	(再起を支える 職親プロジェクト始動:2)被害者の遺族も雇い主	司法
9	2013年10月21日	(再起を支える 職親プロジェクト始動:1)刑務所で採用決めた	司法
10	2013年2月28日	出所者再起へ、採用タッグ 千房・だるまなど関西7社【大阪】	司法
11	2012年9月9日	(いんたびゅー FUKUOKA) 青少年自立支援室長・古賀信敏さん /福岡県	児童
12	2012年6月1日	読者・ワイド /兵庫県	障害者
13	2011年3月1日	解決金650万円で和解 経営者側、謝罪 札幌「三丁目食堂」訴訟 /北海道	障害者
14	2009年5月15日	脱「引きこもり」、府が「職親」募集 /京都府	引きこもり
15	2008年6月3日	社会参加へ家庭訪問 15～20歳の初期型引きこもり 臨床心理士らでチーム /京都府	引きこもり
16	2008年4月18日	「職親」3年目、協力呼びかけ 引きこもる若者に就労体験 /京都府	引きこもり
17	2008年4月15日	第1回口頭弁論に元経営者現れず 「奴隷労働」食堂訴訟 /北海道	障害者
18	2008年2月14日	札幌市、対応に遅れ 06年秋に面談調査 障害者「奴隷生活」 /北海道	障害者
19	2007年9月8日	障害者の雇用に、支援求め要請書 三村知事に3団体提出 /青森県	障害者
20	2007年2月16日	「職親」制度、きょうからスタート 脱・引きこもりへ /京都府	引きこもり
21	2007年2月12日	社会復帰目指し喫茶店 仙台のNPO法人、心病む人の就労を支援 /宮城県	障害者
22	2007年1月8日	(勝手に総合計画:6) ニート支援は農業で /富山県	引きこもり
23	2006年10月26日	「脱引きこもり」へ、「職親」で就労体験 京都府と企業・NPO 【大阪】	引きこもり
24	2006年3月17日	(私の視点) 精神病床削減 受け入れ環境の整備が先 下中野大人	障害者
25	2005年12月7日	平成17年度障害者自立更生等厚生労働大臣表彰 /北海道	障害者

26	2005年 1月13日	就労支援（点検33万都市 川越市長選を前に：中）／埼玉	障害者
27	2005年 1月13日	さんさんネット 福岡情報／福岡	障害者
28	2002年12月11日	再発防止へ「チームケア」 「職親」の性的虐待で県が示す／山口	障害者
29	2002年11月20日	知的障害者の職親の性的虐待事件（ニュース360°）／山口	障害者
30	2002年11月14日	犯罪・DV 被害者支援で山口地区協が会合／山口	障害者
31	2002年10月11日	不況（信楽から吹く風は 障害者の10年：上）／滋賀	障害者
32	2002年10月 5日	出来たばくらの「ビバ椎茸」 余市町の自立センター援農／北海道	引きこもり
33	2002年10月 3日	知的障害女性に性的虐待で実刑 山口地裁 【西部】	障害者
34	2002年 9月28日	引きこもり若者の就労支援考える あす静岡で集い／静岡	引きこもり
35	2002年 9月 8日	高卒求人倍率、県内最悪0・64倍 静岡労働局7月末現在／静岡	引きこもり
36	2002年 6月13日	引きこもりから社会へ 地域に就労支援ネット作り広がる	引きこもり
37	2002年 4月21日	「職親」で「ひきこもり」の就労支援へ 市民団体が厚労相に提案	引きこもり
38	2002年 4月19日	「援農」で社会へ一歩 余市・自立センターの若者たち／北海道	引きこもり
39	2002年 2月 6日	信楽町：上 知的障害者表情明るく（まち つれづれ）／滋賀	障害者
40	1999年11月 4日	断酒目指し共同生活、依存者仲間で頑張る 富士市に援助施設／静岡	障害者
41	1999年 9月10日	精神障害者の雇用向け連携 事業主の会、20日設立／山梨	障害者
42	1999年 5月 8日	県精神障害者職親の会 社会復帰向け職業訓練（NPO通信）／千葉	障害者
43	1999年 4月16日	容疑の会社社長を起訴 知的障害女性に性的暴力 渋川市／群馬	障害者
44	1997年 7月 4日	なぜ…広がる動揺 障害者雇用に熱心な社長、借金したまま失跡／埼玉	障害者
45	1997年 5月31日	結成30周年記念、セミナーを開催 8日に信楽町職親会／滋賀	障害者
46	1997年 4月 2日	共に（教護院と歩んだ 南波哲龍の34年間：最終回）／茨城	司法
47	1996年11月18日	田中信行さん 精神障害者スポーツ大会成功で助成金（ひと）／京都	障害者
48	1996年11月 9日	のびのびとゲーム、精神障害者楽しむ 宇治でスポーツ大会／京都	障害者
49	1996年11月 7日	精神障害者のスポーツ大会 あす宇治で／京都	障害者
50	1995年12月 2日	西山淑子さん 「職親」務め23年（ひと・人・しずおか）／静岡	司法
51	1995年 9月 3日	精神分裂病と社会復帰 就職焦らず、社会生活経験を（どうしました）	障害者
52	1994年 9月 4日	精神障害者の社会復帰を助けよう 事業所が職親会を設立／京都	障害者
53	1992年10月29日	精神障害持つ人の社会参加を願って ハートフェスティバル横浜で	障害者
54	1992年 5月28日	「女相撲」などが受賞 第18回放送文化基金賞	障害者
55	1987年 5月17日	18歳まで福祉を 広岡知彦さん（わたしの言い分）	児童
56	1986年 2月16日	精神病回復者に受け皿を 大谷藤郎氏（わたしの言い分）	障害者
57	1985年 3月26日	厚生省、「精神医療改善に努力」 行政のあり方反省も 宇都宮病院事件判決	障害者

58	1984年 9月24日	精神薄弱者に福祉工場 60年度に5カ所建設	障害者
59	1984年 8月28日	昼働き、夜病院で治療 厚生省、精神障害者の社会復帰へ多彩な対策	障害者
60	1980年 1月11日	精神障害者「職親制度」を全国に導入 社会復帰を手助け 厚生省 身障者	障害者
61	1970年 2月13日	精神障害者 都が職親の制度 事業主に月一万円援助 都政	障害者
62	1966年 9月25日	知恵遅れの子ら育て12年 成功した職親制度 農家で労働を教える 三鷹	障害者
63	1959年11月 5日	里親・職親に感謝会 東京都	児童
64	1958年 9月30日	里親、職親となるには この子たちの親を探そう	児童
65	1956年10月30日	里親・職親を求める運動 墨田で懇談会 社会福祉	児童
66	1956年 3月 5日	七年ぶり、兄妹再会 親切的な職親の努力実る “親探し”運動	児童
67	1956年 2月26日	孤児十二人の職親に 松緑めぐる “戦友の会” この子たちの親を探そう	児童
68	1955年 9月20日	職親制度の推進を 声欄	児童
69	1954年10月16日	八組の優良里親、職親を表彰 表彰	児童
70	1954年 3月 1日	不幸な子供たちに「里親と職親」 五日から全国的運動 一般	児童
71	1954年 3月 1日	里親、職親を横に結ぶ(若竹会) 結成大会 東京都	児童
72	1952年 3月11日	“職親”を求む 都内の七百名 一般	児童

※検索結果から筆者が領域区分を追加して作成した。なおタイトルは新聞社の検索画面に掲載されていたものを訂正せずに使用した。

2. 結 論

本稿は新聞記事における「職親」の語られ方について分析することを目指して研究を進めてきた。ここでは領域ごとの「職親」の背景や状況を概観し、職親事業が担ってきた積極的に評価できる側面と問題点について述べていく。

(1) 各領域における職親関連記事の背景と現状

①児童領域

児童領域では1950年代に職親の説明やなり手が不足していることにより募集を中心とした記事が掲載されていたが、1960年代以降は記事が掲載されることはなかった。その後2004年の児童福祉法改正により職親（保護受託者）制度は廃止された。そのため児童領域での職親に関する記事は掲載されないはずであるが2012年にキーワードが再出した。福岡県の

「青少年自立支援室いっしょ☆ふくおか」の開所後1年の記事の中で児童養護施設や里親家庭を巣立った子どもや、さまざまな事情により家族に頼れない若者が生活していくための相談に乗る活動をしているとの活動紹介の後に、今後は就職した児童の仕事上の相談にのる職親のような仕組みも採り入れたいと、「職親」というキーワードにより紹介されている。1959年に児童領域の職親関連記事が最後に紹介されてから45年後のこの記事では、かつての児童労働や搾取といったコンテキストによる評価とは異なる次元での新しい可能性に期待する内容であり、児童福祉領域における職親を対象とした語られ方の変化を象徴する記事だといえるだろう。しかしながら11年前に廃止したばかりの事業が、新規に見直される可能性が高くはないと考えられる。現在では一般家庭の進学率に合わせるために高校進学に加えて専門学校や大学・短大への進

学を考える時代であること、そして社会的養護下で生活するさまざまな背景の影響もあり就労に結び付くには困難な事情があることにより、職親が必ず問題解決を促すとまではいえないとしても、選択肢の一つになるのではないだろうか。

②障害者領域

障害のある者は学校教育を終了した後、一般企業等に就職した者以外は就労移行支援事業や就労継続支援事業などで企業からの下請け作業や製品作り等の仕事をしている場合が多い。福祉的就労と呼ばれる作業等で得られる給料は月額1万円程度という驚くべき少額で働いていることは既知のことである。

障害者領域において障害者自立支援法の成立により、授産施設中心の従来の就労関連事業は2011年度末までに就労移行支援事業、就労継続支援事業など新事業体系に移行（松井2011）することになった。知的障害者を対象とする職親はかねてより知的障害者福祉法第十六条三項で「知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること」と定められている。また障害者自立支援法や障害者総合支援法でも地域支援事業中に位置づけられているが、基本的にこれまでの身体、知的、精神の三領域の障害の類型を障害者という枠組みに統一されている。

新聞報道では知的障害者のものより後進の精神障害者を対象とした職親制度は、創設されて以降制度を有用として評価する紹介記事が散見されていたが、知的障害者を対象とし

た制度は定着していたこと、そして報道の特徴として日常化すれば紹介されないため有用性を語る記事掲載の数は少なかったと考えられる。先にも述べているが職親も人権侵害についての問題の存在を報道され、改善を喚起されてきた。

入院中の精神障害者を対象として昼間は地域の事業所等で働き、退勤後は病院に戻る院外作業という前職業訓練が日本の精神病院で古くから行われていた。退院して「通院患者」となった人を対象とする事業としてその後「職親」は制度化していった。1970年から東京都をはじめとした若干の地方自治体は独自に制度を創設し、1982年に国の制度となる。この職親制度は、当時唯一の精神障害者を対象とした職業リハビリテーションであったが、通勤している患者に対する指導体制が皆無であったこと、職親に対する協力奨励金が少ないこと、そして税法上等の優遇措置が講じられておらず職親の獲得が困難だったこともあって、有効に機能しているとはいえなかった（秋元1991）ともいわれているが、各地で地道に精神障害者の職業リハビリテーションが実践されていたことが分かっている（渡辺1975、菅又1977、横山ら1983、立石2001）。その後、社会適応訓練事業において継続的な職親の活用もみられた（金城 2000）が精神障害者の領域の職親は現在廃止となっている。障害者の中では身体障害者の領域では職親という方法は採用されず⁵、精神障害者を対象とした職親は廃止され、知的障害者を対象とした職親制度のみ制度を残しているが実際には新しい法体系の中の就労支援として移行している。

③ひきこもり領域（少年・青年）

ひきこもりの青少年は、一般的に何らかの原因により自分らしい生活を築いていくためのエネルギーが減少し、前に進むための準備ができるまでには各自異なる時間や支援が必要だといわれている。そのため、ひきこもりだった青少年が職親に出会うということは、幾多の時期を経て準備状況が整った段階である。

ひきこもりの少年や青年を対象とした職親制度の記事としての初発は2002年の北海道の記事であったが、全体としては京都府の記事掲載が多くを占めていた。京都府では「青少年の社会的ひきこもり支援職親事業」³として社会的ひきこもりの回復期にある青少年に就労を体験する「職親事業」の取り組みを、府内124の事業所の協力により1日から1ヶ月の期間内での体験として行っている。給料・交通費の支給はないが、社会経験を積む中で生活リズムの立て直しや働く意欲、自分への自信を取り戻し、その後の就職活動等につなげることを目的としている。京都府の職親制度は就職活動に踏み出す最長1カ月といういわば「入口部分」を担うものであり、他の領域が想定している数年にわたる職業訓練という意味合いはない。一番最初が肝心であるという難しさもあるものの、短期間の依頼であることもあって事業所の協力は得やすいと考えられる。しかし一定期間の支援を担う他の地域でも、農業のほか園芸や内装、OA機器、電気工事、飲食店などさまざまな職親が青少年を育てている。生活リズムを整えるような準備段階から実際の職業訓練の段階までと、ひきこもりの人々を支えるためにはさまざまな選択肢が必要であろう。

2002年6月に東京で、1対1で職業指導する職親制度に取り組んでいる民間団体が集まって「青少年就労支援『育て上げ』ネット」の立ち上げの記事が紹介されていた。この団体は2004年にNPO法人格を取得し、就労支援や教育支援、親支援をはじめ現在では企業との連携事業まで手掛ける組織になっている。若者が最良の支援を受けられるよう支援現場の必要に応じてサービスを開発・展開し、新たな支援手法をたえず生み出す事業は、認定NPO法人育て上げネットの支援の核とされている。育て上げネットの若年者就労基礎訓練プログラム「ジョブトレ」は若者たちが踏み出すきっかけをつかみ、生活リズムの改善から、仕事に向かうための様々なスキル形成まで今の自分の状態やペースに合わせたステップアップを図るものである⁴。丁寧かつ広がりを持つ事業展開がなされている。

もともとひきこもりの青少年への対策は、制度の隙間にあったひきこもりの人々を対象として、問題に気づいた人々が制度や経済的支援の保障がないところから支援を少しずつ創り上げていったものである。そのためひきこもりの少年・青年の職親については行政やNPOなどがさまざまな事業展開を行い、各地域では担当部署も若者担当である場合や精神保健の領域で担当する場合もある。職親に関してもそれぞれの領域ごとに展開してきている経緯があり、同じくひきこもり青少年を対象とした支援を実施している主体同士が縦割りのシステムを乗り越えることができれば問題はないが、異なる部署である場合には他の地域の情報が入りづらいことも考えられる。

④ 司法領域

「出番」と「居場所」の確保により再犯を防止するための施策を展開することが、現在の新しい刑事政策の流れであり、雇用主が「職親」として刑務所出所者や少年院出院者を雇い支援する職親プロジェクトが目玉されているという（藤本2014）。

元受刑者らの就労支援策「職親プロジェクト」は、日本財団が少年院出院者や刑務所出所者のうち障害者や高齢者の再犯率の高さに対して懸念をいただき、2010年から再犯問題に取り組む研究会を立ち上げたことがきっかけとなったという。研究会のリサーチにおいて企業で雇用され笑顔で働く障害者や農作業で元気になった高齢者の存在を知り、「就労」をテーマとした支援策の検討を始めた。企業訪問を重ねる中で「職親プロジェクト」を率いることになった、それ以前にも元受刑者の採用実績のあったお好み焼きチェーン「千房」の社長に相談し、①私生活における支援体制としての更生保護施設との連携、②参加企業のための協力体制の構築、③元受刑者を支えるための資金としての日本財団からの一人当たり月8万円の支援金と、三つあった課題の解決策について合意ができてプロジェクトの開始に漕ぎつけた。

なお、このプロジェクトの名称である「職親プロジェクト」に込められた意味は、企業は職場を提供するだけでなく、元受刑者の更生と社会復帰を親のように支えていく（福田2014）というものである。

(2) 職親の功罪

まず職親に関しての新聞記事を領域横断的に整理すると、①職親制度（事業）自体や実

践の紹介と職親の募集、②職親による犯罪、③職親への表彰・感謝や職親制度（事業）の推進の必要性を訴えるものに分類できる。この三点をより単純化するならば職親制度（事業）の推進を目指した積極的評価である語られ方と、全体からみれば一部ではあるものの職親制度（事業）の抱える構造的な問題点が指摘されていた。

新聞記事の積極的な評価としては職親を以下のようなものとして捉え、推進するべきものとして語っている。それは何らかの生きづらさや困難を抱えている人々を対象として、世話好きな職親が仕事を教えながら仕事上の相談にのり、成長を見守り、どこに出しても通用するような“一人前”に育つように手助けをする。その中ではできるだけ正規雇用につながるような指導を実施する。転職する場合もあるが、最終的にはその職業で給料を得て自立につなげていくことを目指す。こうした実績を長年にわたってあげている職親たちが若者を毎日支える。業種は農業のほか園芸や内装、OA 機器、電気工事、陶器製作等の製造業、お好み焼き店やそば店などの飲食店等多岐にわたっている。また、地方の若者の少ない人口減少地区において自分のペースで働ける職人として転地し、地域の活性化につながるなど地域活性の一翼を担うという積極的な意味合いもある。このように職親は自分の仕事で経済的に自立し、生活の基盤を整えるという人生の大切な局面の支え手であることが紹介されている。仕事をすることで社会とのつながりをもち、自分らしい生活をするための重要な選択肢の一つであることが理解できる。さまざまな人々が仕事によって生活の質を向上させていく様子が見て取れ、十分

評価に値する事業であると語っているといえる。

一方で職親事業が抱える問題点も見えてきた。それは職親—利用者との構造的な力関係による職親（または職親登録者）からの搾取や虐待とそれを防ぐ実効的なシステムの欠如の存在であった。

記事の中では障害者の保護者らから社長が大金を借金して行方不明になった事件、社長が知的障害のある女性に対し性的暴力をはたらき地裁に起訴された事件、職親委託制度に登録し10歳から14年間同居していた知的障害のある女性に継続的に性的虐待を続けていた事件の報道がなされていた。最後の事件では脅迫や食事を与えない行為（ネグレクト）、深夜労働もあったことが分かっている。この社長は職親登録前に別の知的障害者を実習生として受け入れ表彰を受けていた。他に数年にわたって「無報酬のまま奴隷のように食堂で働かされた」として、複数の知的障害者が会社、本人確認をすることなく年金の振込口座の開設を認めた金融機関、劣悪な環境を見逃したとして知的障害者職親会を提訴した事件があった。

記事の中で問題の発生を防ぐシステムについて学識経験者は、日本の福祉の貧困さを感じさせる問題であり、特に知的障害者については行政と福祉に携わる企業や団体の間に、仲介したり、監視したりする権限のある第三者機関を設置することが必要だとコメントしている。また判決の中で「福祉関係者が有効な打開策を取れなかった」と指摘されており、こうした事件の再発防止へ向けて、一人の障害者に対し複数の福祉施設職員たちが支援・指導する「チームケア」の実施や苦情相談窓

口の明確化などが示されている。食堂での非人道的な扱いをされた事件でも知的障害者の自立に対する支援制度が行き届かない点があったことで起きたと指摘している。多くの事例で効果が上がっていたにせよ、ある点で「善意」に頼る事業の危険性に目を向けさせていた。

新聞記事には掲載されていないが児童領域の職親関連で戦前から戦後まで散見された搾取や虐待が問題視されていたこと⁸と、上述の障害者領域の事件の構造は似ているところがある。2004年に廃止となった児童領域とその後自立支援法の成立の際に精神障害者を対象としていた職親事業は廃止されている。廃止される領域がある一方で、引きこもりの少年・青年と受刑者を対象とした「職親」は有効な選択肢として評価され実践が継続していたり、新規に開始されているものもある。領域や対象者によって、同様の事業も異なる成果やリスク回避が自然と行われるものなのだろうか。この点については今後検討したい要素である。

また記事掲載回数に着目してみると、「職親」に関する全72件の記事のうち障害者領域が37件（51.4%）と半分を占めている。「職親」記事で戦後すぐに掲載された領域はもっぱら児童領域であったにもかかわらず、その後児童領域では職親が廃止され記事にならなかったことを考え合わせると、特に知的障害者を対象とした制度は廃止されずに就労支援事業に移行したことや移行後も「職親会」などの名称が継続していることが掲載回数の多さの理由の一つと考えられる。もう一つは障害者領域の記事37件中10件が人権侵害や虐待事件に関する報道の多さであった。こうした

犯罪や事件は記事になりやすいこともあり、障害者は社会と関わる際に人権侵害のリスクを抱える可能性が低くないという背景も記事掲載回数につながったのではないかと推測される。

考 察

次にここまでの議論を踏まえて第一に領域横断的な対応が考えられるのではないかという点について、第二に職親の「親」という要素、そして非対応の関係性を使った支援への対処について考察する。

職親は基本的には生産年齢人口に含まれる人々を対象とし就労にいかにつなげるかという共通する課題に取り組むことを目的としているため、本来はまったく別の制度内事業として切り離されて実施するのは非効率的である。一人ひとりの個別性に着目しなければならず、働き始めれば成功というものでもない、時間の掛かる丁寧な支援が必要な難しい課題への挑戦であるからこそ、各領域の経験と実績、獲得した智恵を持ち寄りながらよりよい実践に協力することこそが成果をあげる方法だともいえる。これはもちろん、対象ごとの困難さや違いに着目し、その領域ならではの支援のための技法や方法を軽視するものではない。つまり二階建ての一階、共通、基礎部分に当たる当該地域の事業所の開拓や基本的な方法ではできる限り共有していくことにより参入のしやすさや調整の可能性を担保し、二階に当たる専門性が問われる部分は個別性に合わせて細分化し、より適切な方法論の開拓や研究を必要とするのではないだろうか。

また個々の支援はなぜ「職親」、つまり「親」でなければならないのかという問いに

答えることも本稿には課せられていると考えられる。職親プロジェクトの名称を考案した日本財団は「企業は職場を提供するだけでなく、元受刑者の更生と社会復帰を親のように支えていく」とその命名理由を説明する。仕事を身につけて成長するということは誰にとっても困難を伴う試練であり、周囲からの関心や支えがなければ達成できないものである。この難しい課題に加え、さらに何らかの困難があって挑戦するならば、職場において課題の達成に向けて常に見守り、励ましてくれる親のような存在が必要なのは論を待たないであろう。英国では社会的養護下におかれたことのある青少年を支える「社会的共同親」という政策理念が謳われている。すべての利用者が職親を必要とする訳ではないが、人が困難な時期に成長していくとき「親」的な視点を必要とする場合があるのは洋の東西を問わない。

最後に、「親—子関係」にもある非対称性が「職親—利用者」にも存在することを免れないという点を検討しなければならないだろう。どの領域であれ、そこにはハラスメントや虐待が起きる可能性を含んでいるということでもある。仕事は人間にとって重要な要素であるため、職場の中で我慢を続けるなど潜在化することも前例から考えておかなければならない。こうした問題に対処するための相談体制や第三者機関のシステムが、領域横断的に構築できると望ましい。職業的な専門職と自立した主体としての利用者であると認識する方が人権侵害を排除しやすいとしても、「親」というある意味保護的で非対称な関係という要素がありながらも欠くことが適切でないためにリスクを含みつつ職親という名称

による社会的役割は継続していると考えられる。

おわりに

本稿では職親の語られ方について検討対象を新聞記事に限定したため、例えば新規事業の創設は報道の対象となるのに対して、事業廃止に関わる専門家の検討結果などは記事にならず、その結果対象化されないというような限界を有している。今後は職親に関わる専門家の議論や研究を対象としてさらに詳細な研究を進めること、そして地域において領域別制度という枠組みを超える実践の可能性や先進事例の収集も調査が必要となる。また専門的な関係であるという位置付けと、より親密な関わりを含むと理解される「職親」ではどのように関係性に相違が現れるのかを分析すること、法の改正前に非対称性による人権侵害等のマイナス面と職親の実績についてどのような検討がだれたのかも次の課題となるだろう。

[参考文献]

- 秋元波留男（1991）『精神障害者リハビリテーション』金原出版。
- 金城 充（2000）『4年目を迎えた当社会復帰施設の現況』病院・地域精神医学43巻3号。
- 國村稔記（2014）『美称社会復帰促進センターにおける職親プロジェクトの取組について』刑政125（5）。
- 小賀 久（2006）『障がいのある人の地域福祉政策と自立支援』法律文化社。
- 志村健一（2008）『障害のある人の支援と社会福祉』ミネルヴァ書房。
- 菅又 淳（1977）『精神障害者の職親制度の現状—東京都における職親制度の経験から』精神医学19巻8号。
- 東京都社会福祉協議会総務部企画担当（2008）『障害のある人の働きたい十二話』東京都社会福祉協議会。
- 立石宏昭（2001）『精神保健職親制度における職親の役割』ファシリティズネット5（1）。
- 福田英夫（2014）『再犯の防止に向けて～職親プロジェクト誕生までの道のり～』罪と罰51（2）。
- 藤本哲也（2014）『職親プロジェクトの再犯防止に果たす役割』究；ミネルヴァ通信（43）。
- 松為信雄（2006）『職業リハビリテーション学』協同医書出版社。
- 松井亮輔（2011）『障害者の福祉的就労の現状と展望』中央法規。
- 社会復帰問題委員会横山淳二他（1983）『我が国における「職親」制度の現状』精神神経学雑誌85（2）。
- 渡辺朝子他（1975）『院外（職親）よりみた外勤作業』精神神経学雑誌77（11）。

¹ 「職親」という用語は制度上使用されている場合とかつての児童福祉領域で保護受託者制度が正式名称であって「職親」は通称であるなど、当該領域によって使用状況が異なっているが、本稿では基本的に「職親」という用語を使用する。

² 児童を対象とした職親事業は戦後「保護受託者制度」（通称：職親）という名称で実施されていたが、戦前に見られた搾取的な児童労働という文脈を脱しきれない事件が戦後も起きていること、そうした実態を

乗り越える試みを実施して良い制度に変換するという視点を持たなかったこと、そして実際の利用人数も著しく減少したことも影響して廃止されるに至っている。

³ 社会的養護下にある児童が職業を得て経済的自立に至るのは、精神的ダメージをこうむるような経験の影響により困難であったり、その結果としてコミュニケーションや人との信頼関係を築いていく基盤が失われていたり簡単なことではない。そのため、さまざまな支援の選択肢を用意することや入念な準備、そして無理のない職業移行と十分な支援の環境を前提とするべきである。このような中で職親という方法は、より親密な関わりの中で就労の準備を必要とするケースを対象として、一つの選択肢となりうるのではないかということが筆者の問題意識である。

⁴ 宇都宮病院事件とは1984（昭和59）年に宇都宮病院において看護助手の暴行による患者の死亡、医療スタッフの不足により無資格の患者を医療職として使役していた等、入院患者への人権侵害が大きな社会問題となったものである。国際障害者年以降の障害者の人権擁護の意識が高まる中で精神医療の前近代性が問題視され、1987（昭和62）年の精神衛生法から精神保健法への改正と人権を護る視点での制度改革に至る精神医療の大改革の転換点となった。

精神保健福祉士養成講座編集委員会（2003）『精神保健福祉論』中央法規 p134-135.

⁵ なぜ身体障害者の領域で職親が利用されなかったかについては現時点では分かっていない。しかし、身体障害者には知的な判断能力が担保されるため、他の領域よりも

指導的であることや保護的な意味合いが否定的に捉えられ、その「自立」志向と矛盾する方向性であることがその理由として推測することはできる。

⁶ 京都府引きこもり支援情報ポータルサイト <http://www.kyoto-hikikomori-net.jp/work/syokushin.php>

⁷ 特定非営利法人育て上げネット <http://www.sodateage.net/about/#organization>

⁸ 里親研究の中ではさまざまな児童を養う類型が見受けられるが、その中で職親的里親に近いと想定されるのは、「シツケ約束」といわれるものであった。将来一人前にすることを約束して10歳前後の子どもを養育し、相当の年齢まで働くことを含んでいた。しかし給金はなく、次男、三男が独立するまで親元で働くのと同様に扱われ、大して差別をされていない。この約束は相識の親の間で結ばれ、不運の親類・類辺や子方筋の子女が多かったという。養育のかわりに労力を期待されたが、成人の身の振り方に養家が責任をもってあたるものだった。なお、シツケ約束と類似しており、里親に否定的なイメージを付与してきたと指摘があるのは、「貰い子」と呼ばれるあり方であったようだ。戦後の児童福祉への啓発活動の中で海辺の箱で就寝させられ虐待死した事件が貰い子のケースであった。

坂井摂子（2009）「近代日本の里親慣習」新潟大学『現代社会文化研究』（44）、他